授業料、諸会費等について

このページでは、保護者の方向けに授業料、諸会費等に関する内容を掲載しています。ご家庭の状況によって、ご負担内容や受けられる支援内容が異なりますのでご注意ください。

いずれの制度も複雑なため、このページでは概要のみを掲載しています。各制度の詳細、ご不明な点、ご相談したい点等ありましたら、お気軽に学校の事務室（044-766-7457）へお問合せください。

1　授業料（就学支援金関係）

＜平成 26 年度以降に入学した生徒＞平成 26 年度以降の入学者については、授業料を徴収します。

ただし、令和 8 年度高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が授業料の支援を受けることができるようになりました。支援を受けるには申請が必要となりますが、申請し認定となれば授業料相当額の「就学支援金」が支給されるため、実際に授業料を納付していただくことはありません。（就学支援金制度への申請は原則オンライン申請となります。）

なお、就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する仕組みになっています。そのため、「就学支援金」の支給対象者は生徒自らが授業料を学校に納める必要がない代わりに、「就学支援金」が現金や口座振込の形で生徒の手元に届くこともありません。

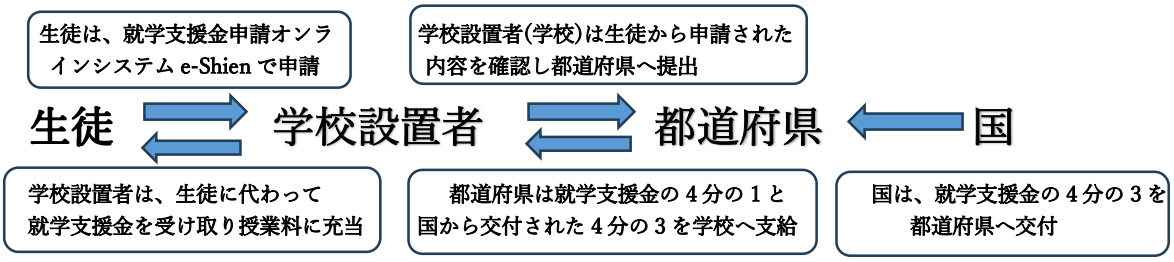

※ 令和 8 年度の制度改正では、国籍等の確認が必要となりました。詳しくは学校から生徒さんへ配布するお知らせをご覧ください。

また、対象であっても申請をしないと「就学支援金」を受け取ることができないため、月額 9,900 円（全日制の場合）の授業料をご負担いただくことになります。その際のお支払方法は、納入通知書または現金による納付となり（口座振替での支払いは廃止されました。）8 月及び 11 月の年 2 回のお支払いになります。

2 諸会費

諸会費とは、学校徴収金運営協議会によって認められた学年費等と、ＰＴＡ総会によって認められる生徒会費、ＰＴＡ活動費、図書費等を総称したものをいいます。

授業料とは別に、生徒一人ひとりから諸会費を徴収させていただき、学校行事の充実や環境改善を行い、新城生がより良い学校生活を送るための経費に充てています。

なお、諸会費等の徴収にあたっては、現金取扱による紛失等の事故防止と皆様の利便性を図ることを目的として口座振替制度を採用しております。（令和９年度からは、24 時間 Web から申込可能な「ネット口座振替受付サービス」を導入することとなりました。）

3 奨学給付金

高等学校等に在学する高校生等がいる世帯を対象に、要件を満たす世帯に対して授業料以外の教育に必要な経費※に充てることを条件とした、返還の必要がない給付金を支給する制度です。毎年７月以降に申請が必要となります。

※ 授業料以外の教育に必要な経費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、入学用品費、修学旅行積立金等です。

給付対象者及び給付額の概要は次のとおりです。（令和８年４月現在）

- 生活保護（生業扶助）受給世帯：年額 32,300 円
- 市民税・県民税所得割額の合計額が一定額未満の世帯年額：35,930 円～143,700 円

奨学給付金も就学支援金同様、令和８年度に制度改正され、給付対象世帯の幅が拡大し、同時に申請時に国籍等の確認が必要となりました。詳しくは学校からのお知らせをご覧ください。

その他の奨学金（神奈川県、横浜市、川崎市、日本学生支援機構など）については、職員室の担当教員をご案内いたします。

以上